

ニュースレタービジネスエディション

2025年 1月号



11/16 開催
「コーチングと販売促進」
プレオープンセミナー

日本の99.7%は中小企業、その代表者の平均年齢は66歳。これからの10年間で代表者が70歳を超える中小企業経営者が245万人、その約半数**125万社**が後継者未定。

現状を放置すると**約650万人**の雇用と、**GDP22兆円**が失われる計算になります。この企業の代表者が交代する「事業承継」を推進し、後継者が経営者として逞しく育つことが、**日本経済の重要な未来づくりの課題**です。

しかし、自社株や経営の権利など、それを阻む様々な問題が、それぞれの企業に潜在しています。

私が参加する【二代目社長塾】は、財務・労務・法務・販促・組織づくり・保険の実績ある専門家チームが後継者の強い味方となって教育、支援するプロジェクトとして、熱い想いを響かせ合う同志が集まり発足いたしました。現在、2025年4月の開塾を目指して準備中です。



二代目社長塾のプロジェクトメンバー

2024年10月1日 中小企業倒産防止共済制度 が改正されました

「**経営セーフティ共済**」と呼ばれる**中小企業倒産防止共済制度**は、中小企業基盤整備機構によって運営されています。取引先の事業者が倒産した場合、**無担保、無保証人**で「売掛金債権の金額」または「積立てた掛金総額の10倍(最高8,000万円)に相当する金額」のいずれか少ないほうを上限として借り入れることができます。また、**掛金(¥5,000~¥200,000)を損金(経費)にできる効果**があり、40ヶ月以上納めていれば解約手当金が全額戻ります。しかし、節税を目的として40ヶ月(3年4ヵ月)で解約して、すぐに再加入する企業が増えてしまい、今回、税制改正が行われました。改正ポイントは次の通りです。※加入は事業内容や規模によって一定の条件があります。

中小企業倒産防止共済制度の改正ポイント



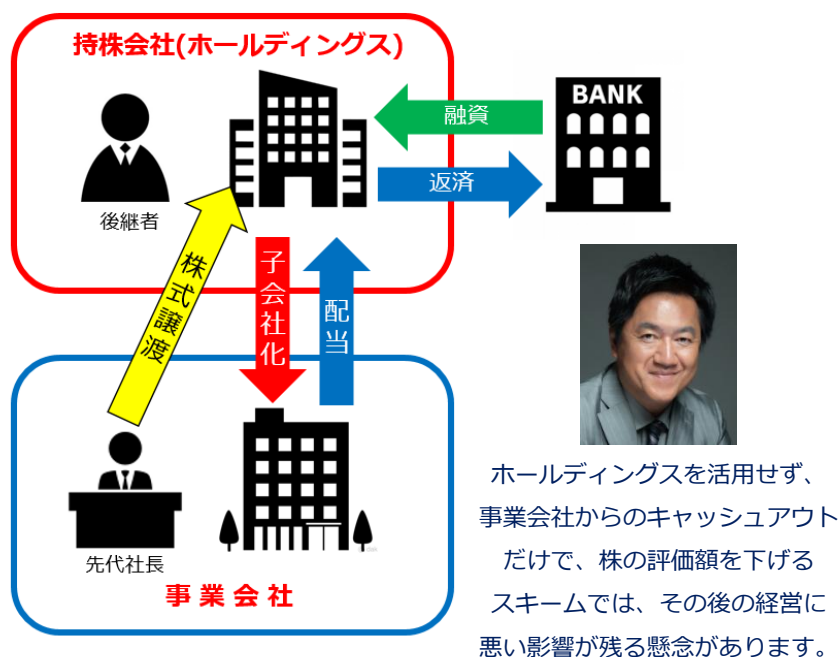
持株会社方式 ホールディングスを利用した事業承継

事業承継では株式を後継者に集中させ「安定した経営の権利」を有して新時代の事業に向かってもらう必要があり、先代経営者の持株を他に分散させずに後継者に全て引き継ぐことが理想です。

この株式をスムーズに移動させる方法として、**ホールディングスと呼ばれる持ち株会社**

を利用した事業承継が増えています。このやり方は政府の事業承継ガイドラインでも取り上げられています。よくある事例は下図のように、後継者が新会社(持株会社)を設立して、既存の事業会社の株式を先代から買い取ることで経営権を後継者に移す方法です。**後継者自身ではなく、後継者が設立した新会社**が株式を引き継ぐことにより先代の**「持株保有相続」時の遺留分侵害**などの問題発生を避けられるメリットがあります。この方法には、デメリットもあり、実務的には法的に正しい手続きが必要です。ご相談をお求めで、お知り合いに居なければ、企業法務に強い弁護士などの専門家をご紹介します。

スキーム	
① 後継者が出資して新会社を設立	
② 融資を受けて先代からの株式を買い取る	
③ 事業会社からの配当を原資に返済する	
メリット	
① 株式の相続・遺留分の問題を回避できる	
② 先代社長は現金を受け取れる	
デメリット	
① 先代社長に譲渡所得税が課税される	
② 譲渡代金を残して死亡、相続税がかかる	
③ 返済可能にする配当、利益が必要となる	



養老保険を活用した福利厚生 退職金準備と損金算

福利厚生は企業にとって**優秀な人材の確保と定着に繋がり、安定した経営を維持**するのにとても重要です。

今回は、**養老保険**を使った**福利厚生と損金算入**についてご紹介させていただきます。

※例：35歳 男性 60歳までの支払い 死亡保険金500万円 年払い保険料 ¥163,000

養老保険を1/2損金計上する契約	
契約者	法人
被保険者	役員・従業員
死亡保険受取人	被保険者の遺族
満期保険金受取人	法人

一定期間内に被保険者が死亡した場合には、死亡保険金が支払われ、また満期には満期保険金が支払われる保険。一定の要件を満たせば、**保険料の1/2が損金**に算入できます。従業員の福利厚生を主な目的として、定年までかけて**退職金の準備**をしながら、**利益の繰り延べ効果**が図れます。

※福利厚生と退職金の規定作成が必要です。

株式会社レベリス

福岡県久留米市野中町1054-1-501

TEL: 090-7479-7814

Email info@revelis.jp

HP <https://www.revelis.jp/>

お問合せはこちらから➡

